

別添

2020～2022 年度課題別研修「NIS 諸国における中小企業金融を含む金融制度支援策」研修委託業務概要

1. 研修コース概要

【コース名】2020～2022 年度課題別研修「NIS 諸国における中小企業金融を含む金融制度支援策」

【背景】

本研修は、NIS 諸国における中小企業向け融資に関する金融制度の活性化に資することを主たる目的とするものである。市場経済化を目指す NIS 諸国において経済活動の主な担い手は中小企業(SME)であり、企業形態に占める割合や大半の雇用者を抱えるのは中小企業である。しかしながら、市場経済化の中で国内企業の民営化の進行スピードや度合いが比較的緩やかであり、いまだに大規模国営企業(SOE)が経済全体に与える影響が大きい国もある（特にカザフスタンとアゼルバイジャン）¹。また、国により異なるが、総じて農業分野の経済に占める割合は高く、農業に関連する中小企業が多いことから、多くの従業者は農村部や地方における農業セクター従事者が多い傾向もある。これらの国々では経済の活性化、及び金融包摂（Financial Inclusion）という観点から、同地域において経済活動の主翼を支える中小企業の金融制度を改善・強化することが重要な開発課題となっている。

しかしながら、政府等による中小企業育成支援策と民間金融機関による中小企業向け融資の整合性が必ずしも取られておらず、有望な中小企業に対しても依然として高い担保資産を融資の条件として課すなど、中小企業の金融アクセスが懸案となっている。また、前提となる金融セクターの安定化も課題であり、金融機関に対する指導・監督が十分でないため、民間金融機関が金融仲介機能を十分に発揮できていないケースも多数見られる。

中小企業の育成には適切な資金提供が不可欠であり、その中でも融資の果たす役割は大きい。一方で、大企業向けの融資とは異なり、民間金融機関による中小企業に対する融資はあらゆる面（経営戦略、事業計画、人材育成、資金調達、担保の有無等）でリスクが高いことから、政策的な支援（中小企業向けの補助金、優遇金利、信用保証制度、経営指導など）との組み合わせが重要である。また、金融機関が中小企業向けの比較的高いリスクの融資が円滑に実行できるようにするためには、金融セクターが安定化することが必須条件となる。このため、中小企業振興を考えるにあたっては、金融セクターの安定化を図るとともに、中小企業向けの融資のリスクをできる限り低くできるような金融政策が重要となる。

¹ UNESCAP (2007) Building a Resilient Digital Economy: Fostering SMEs in Central Asia

本研修では、NIS 諸国が市場経済化を着実に進めていく上で重要な役割を担う中小企業に焦点を当て、中小企業振興に資する金融政策の立案・実施を担う財務省、金融庁、中小企業振興省、金融機関等の幹部職員を対象に必要な知見の習得、共有を図り、中長期的な課題解決に資することを旨とする。なお、NIS 諸国において金融のアクセスの問題を有する企業は、特に零細企業である。本業務指示書において中小企業という場合、零細企業（小規模企業）も含めることとする。

【コース目標（アウトカム）】

研修員が中小企業振興に資する金融政策の立案、または所属機関の業務改善提案ができる。

【単元目標（アウトプット）】

研修を通じ、以下を達成することを目標とする。

- (1) 研修参加各国の金融システムの現状・課題について理解する。
- (2) 中小企業振興政策の必要性・事例について説明できる。
- (3) 金融セクターの安定化に必要な政策を説明できる。
- (4) 適切な中小企業向け金融政策・融資手続きについて説明できる。
- (5) 研修で得られた情報を整理し、問題解決に向けた提案をするための意見交換を行う。

【想定される研修項目】

- (1) 自国の課題分析（インセプションレポート作成）、研修員間の現状の共有（インセプションレポート発表）
- (2) 以下の項目に係る講義、討議、視察等：金融規制監督政策、企業再生支援機構概要、中小企業支援・育成政策と中小企業金融、中小企業金融の役割、信用保証制度の概要、協同組織型金融、中小企業及び金融機関等の視察
- (3) アクションプラン作成（課題取り組み）、アクションプラン発表（課題発表）

【研修期間】（予定）

全体受入期間（2020年度）：2021年1月27日（水）～2021年2月19日（金）

技術研修期間（2020年度）：2021年1月28日（木）～2021年2月18日（木）

*2021年度以降の実施時期は未定

【研修割当対象国】（2020年度）

アゼルバイジャン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ、ウズベキスタン（7ヶ国）（2021年度以降は変更の可能性あり）

り)

【人数】(2020年度)

13名(応募状況や選考結果により数名の増減可能性あり)

【対象研修員】(資格要件)

金融監督庁、中小企業振興関係機関、銀行協会等において中小企業金融に係る政策の立案・実施に携わる職員。

上記部署で5年以上の勤務経験を有する者。ロシア語に堪能であること。

【使用言語】

露語

【研修コース概要】

上記案件目標及び単元目標を達成するため、講義・視察・討議・演習等を組み合わせながら、研修を実施する。

なお、技術研修以外にJICAが実施する以下内容を日程案に含めることとする。

※新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、場合によっては本研修の一部を遠隔研修により実施する予定です。

- (1) ブリーフィング(滞在諸手続き): 0.5日間(来日翌日)
- (2) プログラムオリエンテーション(研修概要説明、コースリーダーとともに実施): 1時間(来日翌日)
- (3) 評価会、閉講式: 2時間(離日前日)

2. 業務の概要

上記1.の研修の目標を達成するために、以下3.に示す業務を実施する。

3. 業務の範囲(これら業務の概要については業務指示書で記述する)

- (1) 研修実施全般に関する事項
 - ① 研修日程調整及び日程表(詳細計画書含む)の作成
 - ② 研修実施に必要な経費の見積もり及び経費処理
 - ③ JICA東京及びその他関係機関(JICA産業開発・公共政策部含む)との連絡・調整
 - ④ 研修監理員(通訳:日露)等との調整・確認
 - ⑤ プログラムオリエンテーション(日程など研修詳細説明)の実施
 - ⑥ 研修の運営管理とモニタリング
 - ⑦ 研修員の技術レベルの把握
 - ⑧ 研修員作成のリサーチレポートまたは政策提言案等の作成・発表指導・

評価

- ⑨ 各種発表会の実施、討議の先導
 - ⑩ 研修員からの技術的質問への対応
 - ⑪ 質問票の配布、回収及び集計補佐
 - ⑫ 評価会への出席、実施補佐
 - ⑬ 閉講式への出席、実施補佐
 - ⑭ 最終総括の実施
- (2) 講義（演習・討議等）の実施に関する事項
- ① 講師の選定・確保
 - ② 講師への講義依頼文書の発出
 - ③ 講義室及び使用資機材の確認
 - ④ 講義テキスト、資機材、参考資料の準備・確認、教材利用許諾範囲の確認
 - ⑤ 講義テキスト、参考資料の電子化（CD-ROMにて提出）
 - ⑥ 講義等実施時の講師への対応
 - ⑦ 講師謝金の支払い
 - ⑧ 講師への旅費及び交通費の支払い
 - ⑨ 講師（もしくは所属先）への礼状の作成・送付
- (3) 視察（研修旅行）の実施に関する事項
- ① 見学先の選定・確保と見学依頼文書もしくは同行依頼文書の作成・送付
 - ② 見学先に対するアポイントの確定・連絡
 - ③ 見学先への引率
 - ④ 見学先への同行
 - ⑤ 研修旅行の手配（研修員、研修監理員、講師等同行者の旅行手配）及び支払い
 - ⑥ 見学謝金等の支払い
 - ⑦ 見学先への礼状の作成と送付
 - ⑧ 研修旅行中の土日等を利用した日本文化理解プログラムの計画・引率
- (4) 事後整理
- ① 業務完了報告書作成（教材の著作権処理報告び情報廃棄報告含む）、経費精算報告書作成
 - ② 資材資料返却

4. 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書、経費精算報告書を各1部ずつ、技術研修期間終了後速やか（契約履行期限10営業日前まで）に提出する。

（注）本業務概要は予定段階であり、詳細は変更される可能性もあります。